

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月

富里市

目 次

第1	はじめに	4
1	基本構想の目的	
2	基本構想と関連計画との関係	
第2	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	4
1	農業経営基盤の強化の基本的な推進方向	4
2	効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向	5
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	8
4	優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向	9
5	農業生産の現状と今後の誘導方向	9
6	効率的かつ安定的な農業経営体・兼業農家・高齢農家等の 役割分担の誘導方向	11
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの指標	13
1	効率的かつ安定的な農業経営の指標	13
2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営 の指標	32
第4	第3及び第3の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び 育成に関する事項	37
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	37
2	市が主体的に行う取組	37
3	関係機関の連携・役割分担の考え方	38
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成の ための情報収集・相互提供	39
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関 する事項	39
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積に関する目標	39
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	40

第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	40
1	方針	40
2	重点的な取組	40
3	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に 規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に 掲げる事業に関する事項	41
4	利用権設定等促進事業に関する事項	42
5	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	49
6	農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を 受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	52
7	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を 促進する事業	53
8	新たに農業を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	53
9	その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項	54

第1 はじめに

1 基本構想の目的

本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第6条の規定に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」として、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするものです。

2 基本構想と関連計画との関係

本構想は、富里市総合計画において掲げた施策を踏まえるとともに、富里市産業振興ビジョン及び富里市農業振興地域整備計画に即して策定するものです。

第2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業経営基盤の強化の基本的な推進方向

富里市は首都近郊に位置し、北総台地の優良な農地に恵まれた関東有数の畑作地帯であり、すいかを中心とした畑作経営を主とし水田経営や養豚経営など多様性に富みバランス良く構成され、農業産出額では県内でも上位に位置し、首都圏有数の食料供給基地として発展しています。

市内の農業生産を担っている農業構造を見ると、農業所得が主である主業経営体の割合は57.0%と比較的高い水準を堅持していますが、5年前の59.3%と比較すると2.3ポイント減少しており、副業的経営体数が増加しています。

また、農業経営体数は、平成22年に893経営体でしたが、令和2年には721経営体と、約2割にあたる172経営体が減少するとともに、基幹的農業従事者のうち65歳以上の高齢者の占める割合は、約43%から約52%へと増大しており、今後効率的な土地利用調整や担い手の安定的な確保が必要となります。

今後は、農業者の農業生産に対する意欲を更に高めながら、富里市の基盤産業としての農業を維持・発展させていくため、農業経営基盤強化の基本的な推進方向を次の3点とします。

- 一、魅力ある産業としての農業の推進
- 一、安定した収益の農業の推進
- 一、ふるさととしての緑の風景を保全・継承する農業の推進

2 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標

農業構造の動向に的確に対応し、本市農業の永続的維持・発展を図るためには、職業として「魅力ある農業の確立」を図ることが必要となります。

ア 労働に見合った報酬が得られる職業としての農業の確立

イ 労働の環境が快適に整備されている職業としての農業の確立

具体的な育成目標として、主たる従事者一人当たり

☆年間農業所得…520万円程度

(他産業従事者並みの生涯所得を可能とする年間農業所得)

☆年間労働時間…1,800～2,000時間程度

(地域における他産業従事者並みの年間労働時間)

を実現し得る農業経営を行う者の確保・育成に努めます。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営体の基本的な育成方向

これからの農業を担う経営体は、次の3種に分化するものと見込まれ、職業としての農業の確立及び農業経営と生活の分離を推進します。

休日については、週休2日、給与は月給制、1日8～9時間労働などの実現に加え、社会保険や退職金制度も導入された経営体の育成を目指し、特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとして、富里市が主体となり、関係機関や関係団体等に協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとしします。

◇家族的農業経営体

農業は専業であるが、家族を中心に安定的に行う経営

◇企業的農業経営体

農業は事業であり、人を雇うなど企業的に行う経営

◇地域農業経営体

農業は事業であり、専業農家と兼業農家等が協力して地域で行う経営

ア 農業経営体育成の基本方向

(ア) 家族的農業経営体育成の基本方向

家族労働を中心に、機械・施設の導入による省力化を推進し、必要に応じて雇用労働力を入れ、主たる従事者一人当たり 520 万円以上の年間農業所得を得ることのできる経営体の育成を目指します。

このため、財務管理の強化と雇用労働はもとより家族労働に対しても給料を支払うなど、家計と経営を分離した農業経営活動の展開を図るため、経営の法人化（1 戸 1 法人）を推進します。

(イ) 企業的農業経営体育成の基本方向

家族経営における経営規模の零細性や資本力の弱小性を克服するため、土地・資本・労働力の統合による法人化を推進し、農業経営の継続維持・発展とその体質強化を図ります。

(ウ) 地域農業経営体育成の基本方向

家族的農業経営体や企業的農業経営体を核とし、兼業農業者や高齢農業者等の地域農業者を構成員とし、その組織化を推進しながら地域農業経営体として育成します。

イ 組織経営体の育成方向

地域名	組織の育成と法人化への誘導方向
北 部	水稲については、ライスセンター等を核とした共同利用組織を育成するとともに、農作業受託組織化を推進し、特定農業法人の育成を図ります。 畑作物については、地域営農組織を育成します。 畜産については、環境にやさしい大規模経営を目指します。
中央部	作物のブランド化による産地形成を図り、高付加価値農業を展開し、また、共同利用組織化を推進し、農業生産法人の育成を図ります。
南 部	施設化・専門化（畜産等）・大規模経営と大きく 3 つの経営類型を目指し、協業経営組織への誘導・農作業等受委託組織の育成を推進し、農業生産法人等への誘導・特定農業法人の育成を図ります。

(3) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成に関する支援の方向

ア 農地の集約化の推進

効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成に資するよう、農地の集約化に重点をおいて、生産の効率化等に向けた利用関係(農作業受委託を含む)の再構築を通じて目指す具体的な農地の効率的・総合的な利用の姿を示した「目標地図」を含む「地域計画」の作成を支援するとともに、機械や施設整備に向けた事業や融資の活用や、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承等の効果が期待される法人化を推進します。

また、地域においては、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家のほかにも、小規模な兼業農家や土地持ち非農家などが存在し、それらが相互に支え合い、地域農業の維持・発展を図っていくことが重要です。

そのため、地域農業のあり方について集落・地域で話し合い、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等への農地の集約化等に関する将来方針を作成する「地域計画」の策定を促進します。

イ 資金の融資に係る支援

借入金利の低い農業制度資金(日本政策金融公庫資金・農業近代化資金等)の活用の普及を推進します。

ウ 補助労働力の確保に係る支援

農業経営体を労働力の面から支援するため、地域における労働力の斡旋や作業受委託の斡旋等作業支援体制の整備を推進します。また、畜産部門においては定期休暇などの取得が困難な状況にあるため、ヘルパー制度の充実強化を図ります。

エ 農業経営体間の連携に係る支援

畜産部門から排出される糞尿等の有効利用を図るため、耕種部門への堆肥の原料として供給するシステムの構築・整備を推進します。

オ 農業経営体の資質の向上に係る支援

雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行います。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

富里市の令和5年の新規就農者は7人であり、過去3年間、ほぼ横ばいの状況となっていますが、従来からの基幹作物であるすいかの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとします。

ア 確保・育成すべき人数の目標

千葉県では、千葉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を450人としており、富里市においては年間20人の当該青年等の確保を目標とします。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

県内の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たり270万円程度）を目標とします。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた富里市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくために、市内外での就農情報の収集及び発信を行い、千葉県や関係団体、指導農業士等と連携し、就農相談から技術習得や農地の確保、就農後の定着まで一連の支援体制を充実させます。

また、国の交付金制度や雇用条件・労働環境の改善に向けた取組を支援する県の助成制度などの情報を提供し、新規就農希望者の円滑な就農を支援します。

4 優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向

(1) 優良農地を確保するための基本的な方向

優良農地の保全・確保は、本市農業の維持・発展を図るために必要不可欠です。

このため、富里市農業振興地域整備計画の下に、農業経営体が意欲を持って農業に取り組めるよう、農用地区域の指定を行い、無秩序な土地利用を防止するとともに、優良農地の集団的確保を図ります。

(2) 土地基盤整備の基本的な方向

農業の国際化の進展、多様化する消費者ニーズに対応し、産地を維持発展させていくためには、施設化・専業化等多種多様な経営類型が考えられます。

このため、北総中央用水事業等により作目に適合したかんがい施設の導入、土地基盤整備を推進します。さらに、用水を活用した新しい経営システムの確立を図り、併せて農道整備・排水改良を推進し、生産性安定・向上を図ります。

5 農業生産の現状と今後の誘導方向

(1) 園芸部門

ア 生産の状況

富里市の農業は、2020年農林業センサスの経営耕地総面積は、約1,632ha（田138ha、畑1,462ha、樹園地32ha）であり、畑が約89.6%を占め、県内有数の野菜生産地域となっており、都市近郊産地として発展し、すいかやトマト等の果菜類、にんじんやだいこん等の根菜類の産地が形成されています。

最近では梨等の果実類、契約野菜等の産地形成が進んでいますが、すいか栽培の裏作になっているにんじんやトマトの作付面積が伸びている反面、主幹作物のすいか栽培は減少傾向にあることから、生産者の減少の抑制を図り、産地維持することが重要な課題となっています。

また、果樹については、生産の安定を図るための施設の整備を促進し、経営体の体質強化が求められています。

イ 今後の基本的な誘導方向

農業の国際化の進展、多様化する消費者ニーズに対応し、産地を維持発展させていくためには、施設化・専業化等多種多様な経営類型が考えられます。

このため、管理作業の省力化や、高温、病害虫などへ対応する栽培技術を確立するとともに、富里市を代表するすいか、にんじんなどの生産を主とした経営体を育成し、産地をけん引することで、後継者の就農や新規参入者の定着による新たな担い手を確保し、気象変動下でも安定した生産ができる高収益生産体系の構築を図ります。

また、北総中央用水事業等により作目に適合したかんがい施設の導入、土地基盤整備を推進し、更に用水を活用した新しい経営システムの確立を図り、併せて農道整備・排水改良を推進し、生産性安定・向上を図ります。

(2) 水稲部門

ア 生産の状況

経営耕地面積のうち田は138haで、経営耕地面積に占める割合は8.5%と少なく、主食用米を中心として栽培されてきましたが、近年では飼料用米等の作付けも増加しています。

また、土地については、資産保有の意識が強いことから貸借による規模拡大が進んでいます。

イ 今後の基本的な誘導方向

集落の合意のもとに、稲作経営志向経営体の規模拡大を推進するとともに、高性能稲作機械の導入や共同利用施設の設置を促進し、低コスト稲作の推進を図ります。

担い手の不足している地域においては、集落を単位とした地域農業経営体の育成を図り、貸借による規模拡大が進まない地域については、実質的な規模拡大につながる農作業の受委託の推進を図ります。

(3) 畜産部門

ア 生産の状況

畜産農家戸数は減少傾向にあり、専門化が進んでいます。酪農家戸数は3戸で、1戸当たり平均搾乳頭数は約90頭になります。肉用牛農家は3戸で、主に肉質評価の高い黒毛和種が増えてきています。

養豚農家数は7戸で飼育形態は肥育専門経営と子取り専門経営が減り、繁殖肥育一貫経営が主体となっています。また県の系統豚の増殖農場があり肉質の向上を図っています。

イ 今後の基本的な誘導方向

関東近県では豚熱が発生しており、市内への侵入リスクも高まっていることから、これら家畜伝染病の発生及びまん延防止に努め、低コスト高品質・ブランド化を図るとともに、効果的かつ効率的な糞尿処理や畜舎周辺の環境美化等環境保全問題の解消を図ります。

6 効率的かつ安定的な農業経営体・兼業農家・高齢農家等の役割分担の誘導方向

効率的かつ安定的な農業経営体は農業生産の大半を担うものですが、兼業農家や高齢農家も農業の持つ食糧の安定供給や様々な公益的機能、さらに農村維持・発展に重要な役割を果たしています。

農地の有効利用や農村地域の活性化等を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営体と兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家等との間の密接な連携協力が必要です。

このため、地域農業経営体等への参加や地域の活性化等への取組を通じて役割分担を明確にすることにより、相互にメリットを享受できるよう、その環境条件づくりを推進します。

主な推進事項は次のとおりです。

(1) 兼業農家・高齢農家等の地域農業経営体等への参加

兼業農家・高齢農家等は地域農業経営体等に土地や労働の提供を行うことにより、その経営体の構成員として経営活動に参加し、その経営の仕組みの中で相互メリットを生み出せるような役割分担の調整等について支援します。

(2) 高齢者・女性等による地域活性化

農業者の約半数を占める女性農業者は、重要な担い手であり、地域の活性化にも大きく貢献しています。そして農業は、個人の体力に応じて、生涯にわたって従事することが可能な職業でもあります。そのため高齢者についても、その知識と経験を生かして、積極的に生産や地域活動に参加していくことが期待されています。

富里市では、活力のある農村づくりに向け、女性農業者や高齢者、障害者をはじめとする多様な担い手が、農業経営や地域社会の活動に主体的に参画できるような取組を支援します。また、富里市農業後継者対策協議会が中心となり、農業委員や各種団体との連携、印旛農業事務所の指導を受けながら、家族経営協定の締結を推進します。

(3) 快適な農村生活環境の形成

「潤い」と「安らぎ」のある農村生活環境の形成を図るためには、地域住民の合意の形成と、その自主的な取組が不可欠です。そこで、生活環境の現状点検や、改善のための計画づくりとその実行等について、住民の話し合いによる合意の形成と役割分担の明確化等について支援します。

統計資料

- ・ 2020年農林業センサス
- ・ 畜産調査
- ・ 作物統計
- ・ 牛乳・乳製品統計
- ・ 畜産関係については2023年4月現在

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの指標

1 効率的かつ安定的な農業経営の指標

現に千葉県で展開されている経営事例を踏まえ、農業経営体の大多数を占める家族経営が次世代へ向け継続的に発展していくことを目指し、第2の2で示した主たる従事者の所得520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする年間農業所得（1経営体当たり750万円程度）を確保し得るモデル的な農業経営の指標として、富里市における主要な営農類型を例示すると以下のとおりです。

また、主たる従事者1人当たりの所得520万円程度を確保し得るモデル的な組織経営体の農業経営の指標を併せて例示します。

組織形態	営農類型
個別経営体 (家族経営) ※1	水稲専作 露地野菜専作 (キャベツ+だいこん) 露地野菜専作 (ねぎ+こまつな+にんじん) 露地野菜専作 (ねぎ) 露地野菜専作 (さつまいも) 施設野菜専作 (トマト) 施設花き専作 (カーネーション) 露地+施設野菜 (にんじん+すいか+トマト+落花生) 果樹専作 (日本なし・市場出荷) 果樹専作 (日本なし・直売) 酪農専業 養豚専業 観光農業 (いちご)
組織経営体 (営農組合) ※2	水田農業 (水稲+麦+大豆)

千葉県では、農林水産業振興計画に県農業をけん引する企業的経営体への育成を目指すことを定め、規模拡大や農業経営の法人化など経営体質の強化を図る経営体の支援に取り組んでいます。

富里市における、主たる従事者1人当たりの所得520万円程度を確保し得るモデル的な大規模経営の指標を例示すると以下のとおりです。

組織形態	営農類型
個別経営体 (法人経営) ※3	水稲大規模経営 (個別) 露地野菜専作大規模経営 (さつまいも+じゃがいも+にんじん)
組織経営体 (営農組合) ※2	水稲大規模経営 (組織)

※1 個別経営体（家族経営）

「個別経営体」とは、個人又は法人の経営形態で、労働力構成として経営主1名とその家族（後継者等1名を含む）及び雇用労働者で営まれることを想定しています。

※2 組織経営体（営農組合）

「組織経営体（営農組合）」とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又は、これと併せて農作業を受託する組織であって、農事組合法人、株式会社や合同会社などのほか、経理の一元化など一定の要件を備えた集落営農についても対象として想定しています。

※3 個別経営体（法人経営）

「個別経営体（法人経営）」とは、法人格を有した農業経営体のうち、常時雇用者が確保され、年間農業所得がおおよそ1,000万円以上確保されていることを想定しています。

個別経営体（家族経営）

営農類型	水稲専作	
規模	水田 28ha（自作地 4ha、借入地 24ha） 労働力 家族 2 人（主たる従事者 1 人）、臨時雇用 2 人	
所得及び労働時間	所得 750 万円※ 労働時間 3,892 時間	
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター45ps・60ps 各 1 台、側条施肥田植機 6 条 1 台、コンバイン 6 条 1 台、畦塗機、代かきハロー、乾燥調製施設、トラック 1 台、軽トラック 2 台、フォークリフト、播種機、育苗器、パイプハウス、作業場、格納庫</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移植栽培 ・省力技術、スマート農業機械等の導入 ・収穫期間 1 ヶ月間の計画的な作付 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間安定借地 ・圃場の集約化 ・省力技術の導入 ・家族経営協定の締結 ・圃場管理システム等のスマート農業の実践 ・パソコン等の活用による経営・労務管理 ・農業経営基盤強化準備金の活用 	
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な休息、休日 ・各種保険加入 ・雇用導入 	
<p>【算定根拠】</p> <p>農業粗収益 － 農業経営費 ＝ 農業所得</p> <p>3,020 万円 2,270 万円 750 万円※</p>		
1 品種構成	3 単価	
主食用米＋飼料用米生産の組合せ	主食用米：183 円/kg	
主食用米 16.8ha	飼料用米：10 円/kg	
ふさおとめ 5.0ha	飼料用米交付金 113 千円/10a	
ふさこがね 5.8ha	4 所得率 25%	
コシヒカリ、粒すけ 6.0ha	5 単位当たり労働時間 13.9 時間/10a	
飼料用米 11.2ha（区分管理）	6 1 時間当たりの雇用労賃 1,100 円	
2 生産量	7 借入地面積 24ha	
主食用米：540kg/10a	8 10a 当たり地代 15,000 円	
飼料用米：630kg/10a	※補助金活用・中古・償却済により、減価償却費を 40%に圧縮	

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1 経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	露地野菜専作(キャベツ+だいこん)		
規模	畑 4.1ha（自作地 2.1ha、借入地 2ha） 労働力 家族 2 人（主たる従事者 1 人）、臨時雇用 2 人		
所得及び労働時間	所得 757 万円※ 労働時間 4,050 時間		
生産方式	[資本装備] トラクター、防除機、管理機、定植機、灌水施設、育苗ハウス、パソコン、作業場、倉庫 [技術内容] ・ 土壌分析による合理的な施肥		
経営管理の方法	・ パソコン等の活用による経営 ・ 家族経営協定の締結 ・ 労務管理		
農業従事の態様	・ 計画的な休息、休日 ・ 各種保険加入 ・ 雇用導入		
【算定根拠】 農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得 2,206 万円 1,449 万円 757 万円※			
1	品目（作型）及び規模	4	所得率
	キャベツ秋冬どり 250a		キャベツ秋冬どり 34%
	キャベツ春どり 20a		キャベツ春どり 40%
	だいこん冬どり 160a		だいこん冬どり 36%
	だいこんトンネル春どり 50a		だいこんトンネル春どり 29%
2	生産量	5	単位当たり労働時間
	キャベツ秋冬どり 120,000kg (4,800kg/10a)		キャベツ秋冬どり 45 時間/10a
	キャベツ春どり 8,400kg (4,200kg/10a)		キャベツ春どり 48 時間/10a
	だいこん冬どり 132,800kg (8,300kg/10a)		だいこん冬どり 121 時間/10a
	だいこんトンネル春どり 32,500kg (6,500kg/10a)		だいこんトンネル春どり 182 時間/10a
3	単価	6	1 時間当たりの雇用労賃 1,000 円
	キャベツ秋冬どり 81 円/kg	7	借入地面積 200a
	キャベツ春どり 93 円/kg	8	10a 当たり地代 15,000 円
	だいこん冬どり 63 円/kg		
	だいこんトンネル春どり 82 円/kg		
※補助金活用・中古・償却済により、減価償却費を 40%に圧縮			

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1 経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体 (家族経営)

営農類型	露地野菜専作(ねぎ+こまつな+にんじん)	
規模	畑 1.7ha (自作地 1.7ha) 労働力 家族 3 人 (主たる従事者 1 人)	
所得及び労働時間	所得 768 万円※ 労働時間 5,952 時間	
生産方式	[資本装備] ハウス、トラクター、防除機、管理機、定植機、灌水施設、育苗ハウス、 収穫機、調整機、作業場、倉庫、パソコン [技術内容] ・ 土壌分析による合理的な施肥	
経営管理の方法	・ パソコン等の活用による経営・労務管理 ・ 家族経営協定の締結	
農業従事の態様	・ 計画的な休息、休日 ・ 各種保険加入	
【算定根拠】 農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得 1,458 万円 690 万円 768 万円※		
1 品種構成	4 所得率	
秋冬ねぎ 80 a	秋冬ねぎ 54%	
初夏どりねぎ 25 a	初夏どりねぎ 55%	
夏どりこまつな 25 a	夏どりこまつな 61%	
春夏にんじん 40 a	春夏にんじん 42%	
2 生産量	5 単位当たり労働時間	
秋冬ねぎ 26,000kg (3,250kg/10a)	秋冬ねぎ 436 時間/10a	
初夏どりねぎ 8,750kg (3,500kg/10a)	初夏どりねぎ 444 時間/10a	
夏どりこまつな 4,600kg (1,750kg/10a)	夏どりこまつな 205 時間/10a	
春夏にんじん 20,000kg (5,000kg/10a)	春夏にんじん 211 時間/10a	
3 単価	6 借入地面積 0 a	
秋冬ねぎ 280 円/kg		
初夏どりねぎ 400 円/kg		※補助金活用・中古・償却済により、
夏どりこまつな 320 円/kg		減価償却費を 40%に圧縮
春夏にんじん 120 円/kg		

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1 経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体 (家族経営)

営農類型	露地野菜専作(ねぎ)		
規模	畑 1.4ha (自作地 1.4ha) 労働力 家族3人 (主たる従事者1人)		
所得及び労働時間	所得 750万円※ 労働時間 5,941時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター、管理機、簡易移植機、動力噴霧器、自走式収穫機、根葉切り同時皮むき機、作業舎、倉庫</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稚苗移植栽培 ・ 適正な品種構成 ・ 土壌分析と緩効性肥料による適正施肥 ・ 省力化機械導入 		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン等の活用による経営・労務管理 ・ 家族経営協定の締結 		
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な休息、休日 ・ 各種保険加入 		
<p>【算定根拠】</p> <p>農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得</p> <p>1,421万円 671万円 750万円※</p>			
1	品目(作型)及び規模	4	所得率
	秋冬ねぎ 80a		秋冬ねぎ 51%
	春ねぎ 20a		春ねぎ 53%
	初夏ねぎ 20a		初夏ねぎ 55%
	夏秋ねぎ 20a		夏秋ねぎ 56%
2	生産量	5	単位当たり労働時間
	秋冬ねぎ 26,000kg (3,250kg/10a)		秋冬ねぎ 436時間/10a
	春ねぎ 7,000kg (3,500kg/10a)		春ねぎ 409時間/10a
	初夏ねぎ 7,000kg (3,500kg/10a)		初夏どり 443時間/10a
	夏秋ねぎ 6,500kg (3,500kg/10a)		夏秋ねぎ 374時間/10a
3	単価	6	借入地面積
	秋冬ねぎ 280円/kg		0a
	春ねぎ 280円/kg		
	初夏ねぎ 400円/kg		※補助金活用・中古・償却済により、減価償却費を40%に圧縮
	夏秋ねぎ 310円/kg		

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり750万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体 (家族経営)

営農類型	露地野菜専作(さつまいも)		
規模	畑 2.9ha (自作地 1.5ha、借入地 1.4ha) 労働力 家族 2.5人 (主たる従事者 1人)		
所得及び労働時間	所得 752万円※ 労働時間 3,799時間		
生産方式	[資本装備] トラクター、いも類掘取機、つる刈機、フロント施肥機、マルチ同時消毒機、フォークリフト、いも洗い機、育苗ハウス、作業場、倉庫、専用貯蔵庫、パソコン [技術内容] ・ 土壌分析による合理的な施肥 ・ 無人ヘリによる害虫防除委託		
経営管理の方法	・ ニーズに合わせた品種構成 ・ 家族経営協定の締結 ・ パソコン等の活用による経営・労務管理		
農業従事の態様	・ 計画的な休息、休日 ・ 各種保険加入		
【算定根拠】			
農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得			
1,786万円 1,034万円 752万円※			
1	品目及び規模	6	借入地面積 140a
	さつまいも 2.9ha	7	10a 当たり地代 15,000円
2	生産量		
	さつまいも 81,200kg (2,800kg/10a)		
3	単価		
	さつまいも 220円/kg		
4	所得率 42%		※補助金活用・中古・償却済により、
5	単位当たり労働時間 131時間/10a		減価償却費を40%に圧縮

※この指標は、主たる従事者 1人当たり 520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1経営体当たり 750万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	施設野菜専作（トマト）
規模	ハウス 4,000 m ² （自作地 4,000 m ² ） 労働力 家族 3 人（主たる従事者 1 人）
所得及び労働時間	所得 770 万円※ 労働時間 5,720 時間
生産方式	[資本装備] ハウス、トラクター、防除機、灌水施設、暖房機、炭酸ガス施用機、環境測定器、育苗ハウス、作業場、倉庫、パソコン [技術内容] ・ 土壌分析による合理的な施肥 ・ 環境制御技術の改善
経営管理の方法	・ 集選果施設の利用 ・ 家族経営協定の締結 ・ パソコン等の活用による経営・労務管理
農業従事の態様	・ 計画的な休息、休日 ・ 各種保険加入
<p>【算定根拠】</p> <p>農業粗収益 － 農業経営費 ＝ 農業所得</p> <p>2,800 万円 2,030 万円 770 万円※</p>	
<p>1 品種構成 長期どりトマト 40a</p> <p>2 生産量 長期どりトマト 100,000kg（25,000kg/10a）</p> <p>3 単価 長期どりトマト 280 円</p> <p>4 所得率 長期どりトマト 28%</p> <p>5 単位当たり労働時間 長期どりトマト 1,430 時間／10 a</p> <p>6 借入地面積 0 a</p> <p>※補助事業活用及び施設の一部を償却済として、減価償却費全体を 49%に圧縮</p>	

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1 経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体 (家族経営)

営農類型	施設花き専作(カーネーション)		
規模	ハウス 4,000 m ² (自作地 4,000 m ²) 労働力 家族3人 (主たる従事者1人)、常時雇用2人		
所得及び労働時間	所得 750 万円※ 労働時間 8,136 時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>鉄骨ハウス、自動カーテン、自走式防除機、養液土耕装置、土壌消毒機、選花結束機、共同集出荷場、冷蔵庫、パソコン</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌溶液分析による施肥管理 ・ 生産性及び耐病性の高い品種の採用 ・ 品種に応じた栽培管理 ・ 作業の省力化、標準化 ・ 冬期の夜温管理 		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン等の活用による経営管理 ・ 管理日誌の記帳活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族経営協定の締結 		
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休憩室の充実 ・ 常雇パートの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 部門分担制の採用 		
<p>【算定根拠】</p> <p>農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得</p> <p>2,950 万円 2,200 万円 750 万円※</p>			
1	品種構成及び規模	4	所得率 25%
	スタンダード品種 3,000 m ²	5	単位当たり労働時間
	スプレー品種 1,000 m ²		2,034 時間/10a
2	生産量	6	1 時間当たりの雇用労賃 1,100 円
	スタンダード品種 376,200 本	7	借入地面積 0 a
	スプレー品種 125,400 本		
3	単価		
	スタンダード品種 59 円/本		※補助金活用・中古・償却済により、減価償却費を 40%に圧縮
	スプレー品種 59 円/本		

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1 経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体 (家族経営)

営農類型	露地+施設野菜(にんじん+すいか+トマト+落花生)		
規模	ハウス 3,000 m ² 、畑 1.5ha (自作地 1.8ha) 労働力 家族3人 (主たる従事者1人)		
所得及び労働時間	所得 750 万円※ 労働時間 4,867 時間		
生産方式	[資本装備] ハウス、トラクター、防除機、トラック、播種機、灌水施設、 にんじん収穫機、にんじん調製機、脱粒機、作業場、倉庫、パソコン [技術内容] ・輪作体系の導入		
経営管理の方法	・パソコン等の活用による経営・労務管理 ・家族経営協定の締結		
農業従事の態様	・計画的な休息、休日 ・各種保険加入		
【算定根拠】			
農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得 1,781 万円 1,031 万円 750 万円※			
1 品目(作型)及び規模	4 所得率		
すいか(ハウス半促成) 3,000 m ²	すいか(ハウス半促成) 45%		
すいか(大型トンネル) 30a	すいか(大型トンネル) 21%		
すいか(小型トンネル) 20a	すいか(小型トンネル) 27%		
トマト(ハウス抑制) 3,000 m ²	トマト(ハウス抑制) 50%		
秋冬にんじん 100a	秋冬にんじん 45%		
落花生 30a	落花生 62%		
2 生産量	5 単位当たり労働時間		
すいか(ハウス半促成) 11,550kg(3,850kg/10a)	すいか(ハウス半促成) 250 時間/10a		
すいか(大型トンネル) 12,600kg(4,200kg/10a)	すいか(大型トンネル) 193 時間/10a		
すいか(小型トンネル) 10,400kg(5,200kg/10a)	すいか(小型トンネル) 204 時間/10a		
トマト(ハウス抑制) 15,600kg(5,200kg/10a)	トマト(ハウス抑制) 595 時間/10a		
秋冬にんじん 45,000kg(4,500kg/10a)	秋冬にんじん 146 時間/10a		
落花生 870kg(290kg/10a)	落花生 68 時間/10a		
3 単価	6 借入地面積 0 a		
すいか(ハウス半促成) 270 円/kg	※補助金活用・中古・償却済により、 減価償却費を40%に圧縮		
すいか(大型トンネル) 200 円/kg			
すいか(小型トンネル) 160 円/kg			
トマト(ハウス抑制) 300 円/kg			
秋冬にんじん 115 円/kg			
落花生 720 円/kg			

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり750万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体 (家族経営)

営農類型	果樹専作 (日本なし・市場出荷)	
規模	樹園地 1.6ha (自作地 1.6ha) 労働力 家族2.5人 (主たる従事者1人)	
所得及び労働時間	所得 757万円※ 労働時間 3,936時間	
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター (アタッチメント:ロータリー、肥料散布機)、スピードスプレーヤー、乗用草刈機、梨棚、多目的防災網、運搬車、トラック(軽,普通:1t)、倉庫、開葯器、葯採取機、花粉精選機</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花芽摘除, 摘蕾, 摘花, 人工受粉, 早期摘果 ・適正な新梢管理 ・土壌改良と地力向上 ・省力的樹形 ・「幸水」計画的改植と早期成園化 	
経営管理の方法	生産管理	家族経営協定の締結
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な休息、休日 	
<p>【算定根拠】</p> <p>農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得</p> <p>1,672万円 915万円 757万円※</p>		
1	品種構成及び規模 (成園 160a)	4 所得率 45%
	幸水 85a 豊水 40a	5 単位当たり労働時間
	あきづき 30a 新高 5a	246時間/10a
2	生産量	(うち家族 246時間/10a)
	幸水 1,800kg/10a 豊水 2,300kg/10a	6 借入地面積 0a
	あきづき 2,300kg/10a 新高 4,000kg/10a	
3	単価(市場)	※防災網と梨棚の一部(60%)を償却済とした
	幸水 540円/kg 豊水 490円/kg	
	あきづき 500円/kg 新高 250円/kg	

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり750万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体 (家族経営)

営農類型	果樹専作 (日本なし・直売)		
規模	樹園地 1ha (自作地 1ha) 労働力 家族 2.5人 (主たる従事者 1人)		
所得及び労働時間	所得 755万円※ 労働時間 2,989時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター (アタッチメント: ロータリー、ハンマーナイフモアー、ブロードキャスター、ラビットモアー、スピードスプレーヤー)、梨棚、多目的防災網、収穫台車、トラック (軽)、バックホー、選果機、直売所</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花芽摘除, 摘蕾, 摘花, 人工受粉, 早期摘果 ・適正な新梢管理 ・土壌改良と地力向上 ・省力的樹形 ・「幸水」計画的改植と早期成園化 		
経営管理の方法	<p>生産管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な改植 ・苗木の適正管理 ・品種構成の改善 ・適期適正管理 	<p>販売管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客リスト整備 ・接客技術 	<p>家族経営協定の締結</p>
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な休息、休日 		
<p>【算定根拠】</p> <p>農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得</p> <p>1382万円 627万円 755万円※</p>			
1 品種構成	<p>幸水 50a 豊水 20a</p> <p>あきづき 20a 新高 10a</p>	4 所得率 55%	5 単位当たり労働時間
2 生産量	<p>幸水 1,800kg/10a 豊水 2,200kg/10a</p> <p>あきづき 2,200kg/10a 新高 3,000kg/10a</p>	6 借入地面積 0a	299時間/10a (うち家族 299時間/10a)
3 単価	<p>幸水 700円/kg 豊水 650円/kg</p> <p>あきづき 650円/kg 新高 600円/kg</p>	※防災網と梨棚の一部 (60%) を償却 済とした	

※この指標は、主たる従事者 1人当たり 520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1経営体当たり 750万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体 (家族経営)

営農類型	酪農専業	
規模	乳牛 経産牛 33 頭、未經産牛 11 頭 労働力 家族 2 人 (主たる従事者 1 人)、臨時雇用 2 人	
所得及び労働時間	所得 750 万円※ 労働時間 4, 218 時間	
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>(共) 自給飼料生産機械(トラクター、プラウ、ロータリー、マニュアルスプレッダ、コーンハーベスタ、モアコン、ベーター、ラッピングマシン)、ショベルローダー、グローブ、TMR ミキサ一、バキュームカー、ダンプカー、搾乳牛舎、乾乳・育成牛舎、堆肥舎、発酵処理施設、自動離脱搾乳装置</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭数規模に応じたタイストール方式及び F S、F B 方式の採用 ・TMR 給与 ・発酵飼料の活用 ・牛群検定の利用 ・性判別精液、受精卵の活用 ・稲 WCS、飼料用米利用 ・カウコンフォートの採用 ・暑熱対策技術 ・スマート農業技術 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理基準の遵守 ・自給飼料生産機械の共同利用 ・自給飼料基盤の団地化及び水田利活用 ・作業の外部化(預託牧場、コントラクター、TMR センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ・耕畜連携等による稲 WCS、飼料用米、堆肥利用の促進 ・パソコン等を活用した経営、労務管理 ・家族経営協定の締結
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働活用 (ヘルパー) ・計画的な休息、休日 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種保険加入
<p>【算定根拠】</p> <p>農業粗収益 (生乳粗収益 + 副産物粗収益) - 農業経営費 = 農業所得 3, 788 万円 (3, 253 万円 + 535 万円) 3, 038 万円 750 万円※</p>		
1 品目	酪農専業 (乳牛)	4 単価 乳価 114 円/kg
2 規模	経産牛 33 頭 未經産牛 11 頭	5 所得率 20% 6 労働時間 経産牛 1 頭当たり 129 時間
3 生産量	経産牛 1 頭当たり 8, 800kg	7 1 時間当たり雇用労賃 1, 332 円
<p>※農林水産省「畜産物生産費統計」より算出 同統計における「搾乳牛」は、「乾乳牛」を含む意であることから、本指標では「経産牛」と表記</p>		

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1 経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体 (家族経営)

営農類型	養豚専業	
規模	養豚 繁殖雌豚 80 頭、繁殖雄豚 3 頭 労働力 家族 2 人 (主たる従事者 1 人)、臨時雇用 1 人	
所得及び労働時間	所得 1,299 万円※ 労働時間 4,859 時間	
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>繁殖豚舎、分娩舎、離乳施設、子豚舎、肥育豚舎、堆肥舎 (保管庫)、発酵処理施設、尿処理施設 (浄化槽・液肥施設)、自動給餌機、トラック、ダンプ、ショベルローダー、バキュームカー、消毒システム</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工授精 ・繁殖豚群管理 ・換気システム ・効率的ふん尿処理 ・消毒の徹底 ・系統豚の利用 ・スマート農業技術 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理基準の遵守 ・慢性疾病改善等清浄化プログラム ・ベンチマークの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・耕畜連携等による飼料用米、堆肥利用の促進 ・パソコン等を活用した経営、労務管理 ・家族経営協定締結
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用導入 ・計画的な休息、休日 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種保険加入
<p>【算定根拠】</p> <p>農業粗収益 (肥育豚粗収益 + 副産物粗収益) - 農業経営費 = 農業所得</p> <p>6,574 万円 (6,400 万円 + 174 万円) 5,275 万円 1,299 万円※</p>		
1 品目	4 単価	488 円/kg
養豚一貫経営	5 所得率	20%
2 規模	6 労働時間	肥育豚 1 頭当たり 2.8 時間
繁殖雌豚 80 頭	7 1 時間当たりの雇用労賃	1,353 円
3 生産量		
繁殖雌豚 1 頭当年間肉豚出荷頭数	21.8 頭	
出荷生体重 115kg	※農林水産省「畜産物生産費統計」より算出	
枝肉重量 75.3 kg		

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1 経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体 (家族経営)

営農類型	観光農業 (いちご)	
規模	ハウス 3,000 m ² (育苗ハウス 400 m ² 含) (自作地 3,000 m ²) 労働力 家族 3 人 (主たる従事者 1 人)	
所得及び労働時間	所得 752 万円※ 労働時間 5,786 時間	
生産方式	[資本装備] ハウス、トラクター、防除機、畦上げ機、灌水施設、暖房機、育苗ハウス、作業場、倉庫、予冷库、直売所、トイレ [技術内容] ・ 土壌分析による合理的な施肥	
経営管理の方法	・ パソコン等の活用による経営・労務管理 ・ 家族経営協定の締結 ・ 接客、販売促進技術の習得	
農業従事の態様	・ 計画的な休息、休日 ・ 各種保険加入	
【算定根拠】 農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得 1,638 万円 886 万円 752 万円※		
1 品目及び規模 いちご 2,600 m ²	5 単位当たり労働時間 いちご 2,225 時間/10 a	
2 生産量 いちご 9,100kg (3,500kg/10a)	6 1 時間当たりの雇用労賃 なし	
3 単価 いちご 1,800 円/人 (一人当たり平均消費量 1 k g + 直売)	7 借入地面積 0 a	※施設の一部を償却済みとして、減価償却費全体を 69%に圧縮
4 所得率 いちご 46%		

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1 経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

組織経営体（営農組合）

営農類型	水田農業（水稲＋麦＋大豆）		
規模	水田 45ha（自作地 10ha、借入地 35ha） 労働力 構成員 4 人（主たる従事者 4 人）、臨時雇用 3 人		
所得及び労働時間	所得 2,106 万円（助成金 2,256 万円含）※ 労働時間 6,445 時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター、側条施肥田植機、コンバイン、畦塗り機、代かきハロー 乾燥調製施設 30ha 規模（汎用乾燥機）、作業舎、格納庫、トラック、 サブソイラー、ハローシーダー、ブームスプレーヤー、 ロータリカルチ、汎用コンバイン、大豆選別機</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲 移植栽培 ・大豆 300A 技術 		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・長期借地 ・圃場の団地化 ・2年3作ブロックローテーション ・生産記録 ・パソコン等の活用による経営・労務管理 ・法人化 		
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用導入 ・計画的な休息、休日 ・各種保険加入 		
<p>【算定根拠】</p> <p>農業粗収益 － 農業経営費 ＝ 農業所得</p> <p>5,676 万円 3,570 万円 2,106 万円※</p>			
1	品目・規模及び品種構成	5	単位当たり労働時間
	水稲 30ha （ふさおとめ、ふさこがね、コシヒカリ、粒すけ）		水稲 13.9 時間/10a
	大豆 15ha（サユタカ、フクユタカ）		大豆 7.6 時間/10a、
	小麦 15ha（さとのそら）		小麦 7.6 時間/10a
2	生産量	6	1 時間当たりの雇用労賃 1,100 円
	水稲 162,000 kg（540kg/10a）	7	借入地面積 35ha
	大豆 31,500 kg（210kg/10a）	8	10 a 当たり地代 15,000 円
	小麦 45,000 kg（300kg/10a）	9	助成金
3	単価		水田活用直接支払交付金 畑作物直接支払交付金 等
	水稲 183 円/kg		
	大豆 100 円/kg		※機械の一部を償却済みとし、60%に圧縮
	小麦 30 円/kg		
4	所得率 37%		

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度を確保し得る組織経営体のモデル的な経営を示している。

個別経営体 (法人経営)

営農類型	水稲大規模経営 (個別)	
規模	水田 100ha、餅加工、秋冬ハウレンソウ (借入地 100ha) 労働力 4人 (主たる従事者 4人)、常時雇用 3人、臨時雇用 3人	
所得及び労働時間	所得 2,200 万円※ 労働時間 15,700 時間	
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター 45ps 1台・100ps 1台・60ps 3台、側条施肥田植機 8条 1台・6条 1台、コンバイン 6条 2台、乾燥調製施設、トラック、軽トラック、フォークリフト、水稲播種機、育苗器、パイプハウス、スチームボイラー 1台、餅つき機 1台、自動台秤、作業台、二槽シンク、洗米機、冷蔵庫、ハウレンソウ播種機、作業場、格納庫</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移植栽培＋直は栽培 ・スマート農業機械導入 ・収穫期間 1.5 ヶ月間の計画的な作付 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間安定借地 ・圃場の集約化 ・省力技術の導入 ・契約販売及び直販の実施 ・圃場管理システム等のスマート農業の実践 ・パソコン等の活用による経営・労務管理 ・農業経営基盤強化準備金の計画的利用 	
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な休息、休日 ・雇用導入 ・各種保険加入 	
<p>【算定根拠】</p> <p>農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得</p> <p>11,000 万円 8,800 万円 2,200 万円※</p>		
1 品種構成	4 所得率	<p>主食用米 60ha ふさおとめ:10ha ふさこがね:20ha コシヒカリ:20ha (直販 5ha) ふさのもち:5ha 晩生契約用品種:5ha (直販) 飼料用米 (多収性品種):30ha 米粉用米または加工用米:10ha ハウレンソウ 20a、餅加工 3,300 枚</p> <p>5 単位当たり労働時間 水稲:13.9 時間/10a (直販米:17.9 時間/10a) ハウレンソウ:280 時間/10a</p> <p>6 雇用労賃 常時雇用 330 万円/年 臨時雇用 1,300 円/時</p> <p>7 借入地面積 100ha</p> <p>8 10a 当たり地代 15,000 円</p> <p>※補助事業導入及び償却済機械の使用等により、水稲の減価償却費を 70%に圧縮</p>
2 生産量	5	
3 単価	6	
主食用米:540kg/10a、直販米:480 kg/10a	7	
飼料用米:600kg/10a	8	
ハウレンソウ:1,200 kg/10a		
主食用米:183 円/kg、直販米:250 円/kg		
飼料用米:10 円/kg※交付金 108 千円/10a		
ハウレンソウ:440 円/kg		
餅加工:900 円/kg		

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度を確保し得る組織経営体のモデル的な経営を示している。

個別経営体 (法人経営)

営農類型	露地野菜専作大規模経営 (さつまいも+じゃがいも+にんじん)		
規模	畑 13ha (自作地 1.5ha、借入地 11.5ha) 労働力 家族 3 人 (主たる従事者 3 人)、常時雇用 4 人、臨時雇用 2 人		
所得及び労働時間	所得 2,332 万円※ 労働時間 15,534 時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター53ps, 33ps, 20ps, 18ps, 14.5ps 各 1 台、いも類収穫機 2 台、つる刈機 2 台、フロント施肥機、マルチ同時消毒機、フォークリフト、さつまいも洗い機、重量選別機、専用貯蔵庫 3 棟、ライムソー、にんじん収穫機、にんじん選別機、にんじん洗い機、育苗ハウス 14 棟、作業場、倉庫、パソコン</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌分析による合理的な施肥 ・ 無人ヘリによる害虫防除委託 		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズに合わせた品種構成 ・ パソコン等の活用による経営・労務管理 ・ 就業規則の整備 		
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用導入 ・ 各種保険加入 ・ 計画的な休息、休日 		
<p>【算定根拠】</p> <p>農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得</p> <p>7,555 万円 5,223 万円 2,332 万円※</p>			
1 品目及び規模	さつまいも 1,100a	じゃがいも 200a	秋冬にんじん 150a
2 生産量	さつまいも 297,000kg (2,700kg/10a)	じゃがいも 65,000 kg (3,250kg/10a)	秋冬にんじん 75,000 kg (5,000 kg/10a)
3 単価	さつまいも 200 円/kg	じゃがいも 110 円/kg	秋冬にんじん 120 円/kg
4 所得率	さつまいも 33%	じゃがいも 14%	秋冬にんじん 33% (全体平均:31%)
5 単位当たり労働時間	さつまいも 111 時間/10a	じゃがいも 85 時間/10a	秋冬にんじん 103 時間/10a
6 1時間当たりの雇用労賃	常時雇用 1,500 円	(年間 300 万円/人)	臨時雇用 1,100 円
7 借入地面積	1,150 a		
8 10a 当たり地代	15,000 円		
<p>※補助事業活用及び施設の一部を償却済として、減価償却費全体を 70% に圧縮</p>			

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度を確保し得る組織経営体のモデル的な経営を示している。

組織経営体 (営農組合)

営農類型	水稲大規模経営 (組織)		
規模	水田 100ha、畑 2 ha (借入地 102ha) 労働力 理事 6 人 (主たる従事者 6 人)、常時雇用 2 人、臨時雇用 3 人		
所得及び労働時間	所得 3,145 万円※、労働時間 17,500 時間		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター45ps 1 台・100ps 1 台・60ps 3 台、側条施肥田植機 8 条 2 台・6 条 1 台、コンバイン 6 条 3 台、乾燥調製施設、トラック、軽トラック、フォークリフト、播種機、育苗器、パイプハウス、ねぎ定植機・収穫機・調整施設、作業場、格納庫</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移植栽培+直は栽培 ・スマート農業機械導入 ・収穫期間 1.5 ヶ月間の計画的な作付 		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間安定借地 ・圃場の集約化 ・省力技術の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場管理システム等のスマート農業の実践 ・パソコン等の活用による経営・労務管理 ・農業経営基盤強化準備金の計画的利用 	
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な休息、休日 ・雇用導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種保険加入 	
<p>【算定根拠】</p> <p>農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得</p> <p>11,820 万円 8,675 万円 3,145 万円※</p>			
1	品種構成	4	所得率
	主食用米+飼料用米生産の組合せ		水稲:28.3%
	主食用米 40ha		ねぎ:8.8%
	ふさおとめ:10ha	5	単位当たり労働時間
	ふさこがね:20ha		水稲:13.9 時間/10a
	コシヒカリ:10ha		ねぎ:177 時間/10a
	飼料用米 (多収性品種): 60ha	6	雇用労賃
	ねぎ 2 ha		常時雇用 300 万円/年
2	生産量		臨時雇用 1,500 円/時
	主食用米 :540kg/10a	7	借入地面積
	飼料用米 :600kg/10a		102ha
	ねぎ :2,000 kg/10a	8	10a 当たり地代
3	単価		15,000 円
	主食用米:183 円/kg		
	飼料用米:10 円/kg		
	※交付金 108 千円/10a		※補助事業導入及び償却済み機械の使用等により、水稲の減価償却費を 60%に圧縮
	ねぎ :250 円/kg		

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度を確保し得る組織経営体のモデル的な経営を示している。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

千葉県で現に展開されている経営事例を踏まえ、第2の3で示した所得目標の達成を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、富里市における主要な営農類型を例示すると以下のとおりです。

なお、例示は、新たに農地等を確保して就農する場合や親の経営から独立した新たな部門を起こす場合を想定しています。

組織形態	営農類型
個別経営体※1	露地野菜専作（こまつな＋ほうれんそう） 露地野菜専作（ねぎ） 露地＋施設野菜（にんじん＋すいか＋トマト） 施設野菜専作（いちご）

※1 個別経営体

「個別経営体」とは、個人又は法人の経営形態で、労働力構成として経営主1名とその家族ないしは雇用労働者1～2名程度で営まれることを想定しています。

個別経営体 (家族経営)

営農類型	露地野菜専作(こまつな+ほうれんそう)	
規模	畑 90a (借入地 90a) 労働力 家族 2人 (主たる従事者 1人)	
所得及び労働時間	主たる従事者：所得 279 万円/人、労働時間 1,564 時間/人 (経営体として労働時間 3,128 時間、家族労働 3,128 時間)	
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター、動噴、軽トラック、作業舎、冷蔵庫</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌分析による施肥管理 ・ 生産性及び耐病性の高い品種の採用 ・ 品種に応じた栽培管理 ・ 防虫網の活用 	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業日誌の記帳活用 ・ パソコンなどの活用による経営管理 	
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な休日の確保 	
<p>【算定根拠】</p> <p>農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得</p> <p>586 万円 306 万円 279 万円</p>		
1 品種構成	4 単価	
こまつな (きよすみ)	こまつな 200 円/kg	
ほうれんそう (サプライズほか)	ほうれんそう (共通) 440 円/kg	
2 規模	5 所得率 47%	
こまつな (夏どり) 30 a	6 単位当たり労働時間 261 時間/10 a	
ほうれんそう (秋冬どり) 60 a	7 借入地面積 90a	
ほうれんそう (春どり) 30 a	8 10a 当たり地代 15,000 円	
3 10 a 当たり生産量		
こまつな (夏どり) 1,840kg	※補助事業の活用、中古農機の購入等により、減価償却費を 80%に圧縮	
ほうれんそう (共通) 1,200kg		

個別経営体 (家族経営)

営農類型	露地野菜専作 (ねぎ)	
規模	畑 70 a (借入地 70a) 労働力 家族 2 人 (主たる従事者 1 人)	
所得及び労働時間	主たる従事者：所得 279 万円/人、労働時間 1,499 時間/人 (経営体として労働時間 2,998 時間、家族労働 2,998 時間)	
生産方式	[資本装備] トラクター、動噴、軽トラック、作業舎、育苗ハウス、皮むき機 [技術内容] ・ 土壌分析による施肥管理 ・ 耐寒性・晩抽性等栽培時期に適した品種の採用	
経営管理の方法	・ 農作業日誌の記帳活用 ・ パソコンなどの活用による経営管理	
農業従事の態様	・ 定期的な休日の確保	
【算定根拠】		
$\text{農業粗収益} - \text{農業経営費} = \text{農業所得}$ $664 \text{ 万円} \quad 385 \text{ 万円} \quad 279 \text{ 万円}$		
1 品種構成	秋冬ねぎ (夏扇、龍ひかり、羽生一本太ほか) 春ねぎ (龍まさりほか) 初夏ねぎ (春扇) 夏ねぎ (初夏扇、羽生一本太ほか)	4 単価
2 規模	秋冬ねぎ 40 a 春ねぎ 10 a 初夏ねぎ 10 a 夏ねぎ 10 a	秋冬ねぎ 260 円/kg 春ねぎ 260 円/kg 初夏ねぎ 400 円/kg 夏ねぎ 290 円/kg
3 10 a 当たり生産量	秋冬ねぎ 3,250kg 春ねぎ 3,250kg 初夏ねぎ 3,500kg 夏ねぎ 3,500kg	5 所得率 42% 6 単位当たり労働時間 428 時間/10 a 7 借入地面積 70a 8 10 a 当たり地代 15,000 円
		※補助事業の活用、中古農機の購入等により、減価償却費を 80% に圧縮

個別経営体 (家族経営)

営農類型	露地＋施設野菜(にんじん＋すいか＋トマト)		
規模	畑 90a (借入地 90a) 労働力 家族 2人 (主たる従事者 1人)		
所得及び労働時間	主たる従事者：所得 270 万円/人、労働時間 2,005 時間/人 (経営体として労働時間 4,010 時間、家族労働 4,010 時間)		
生産方式	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター20ps、動噴、軽トラック、土壌消毒機、にんじん収穫機、にんじん選別機、は種機、パイプハウス、作業舎</p> <p>[技術内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌分析による施肥管理 ・生産性及び耐病性の高い品種の採用 ・防虫網の活用 		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業日誌の記帳活用 ・パソコンなどの活用による経営管理 		
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な休日の確保 		
【算定根拠】			
<p>農業粗収益 － 農業経営費 ＝ 農業所得</p> <p>740 万円 470 万円 270 万円</p>			
1	品目および規模	4	所得率
	秋冬にんじん 70a		秋冬にんじん 40%
	トンネルすいか 30a		トンネルすいか 25%
	半促成すいか 20a		半促成すいか 30%
	抑制トマト 20a		抑制トマト 45%
2	10a 当たり生産量	6	単位当たり労働時間
	秋冬にんじん 3,500kg		秋冬にんじん 150 時間/10 a
	トンネルすいか 3,000kg		トンネルすいか 340 時間/10a
	半促成すいか 2,500kg		半促成すいか 370 時間/10a
	抑制トマト 3,000kg		抑制トマト 600 時間/10a
3	単価	7	借入地面積 90a
	秋冬にんじん 110 円/kg	8	10a 当たり地代 15,000 円
	トンネルすいか 200 円/kg	※補助事業の活用、中古農機の購入等により、減価償却費を 80%に圧縮	
	半促成すいか 220 円/kg		
	抑制トマト 300 円/kg		

個別経営体 (家族経営)

営農類型	施設野菜専作 (いちご)		
規模	ハウス 2,100 m ² (育苗ハウス 300 m ² 含む) (借入地 3,000 m ²) 労働力 家族 2 人 (主たる従事者 1 人)		
所得及び労働時間	主たる従事者：所得 278 万円/人、労働時間 2,000 時間/人 (経営体として労働時間 4,000 時間、家族労働 4,000 時間)		
生産方式	[資本装備] ハウス、トラクター、防除機、畦上げ機、灌水施設、暖房機、育苗ハウス、作業場、倉庫、予冷库、直売所、トイレ [技術内容] ・充実した苗が確保可能な育苗管理 ・土壌分析による施肥管理		
経営管理の方法	・パソコンなどの活用による経営管理 ・農作業日誌の記帳活用		
農業従事の態様	・定期的な休日の確保		
【算定根拠】 農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得 972 万円 694 万円 278 万円			
1 品目及び規模	いちご 1,800 m ²	5 単位当たり労働時間	2,225 時間/10a
		6 借入地面積	30a
2 生産量	5,400kg (3,000kg/10a)	7 10 a 当たり地代	15,000 円
3 単価	1,800 円/kg		
4 所得率	29%		
※補助金活用により減価償却費全体を 82% に圧縮			

第4 第3及び第3の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

富里市の特産品であるすいかやにんじんなどの農畜産物を安定的に生産し、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、印旛農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業環境の整備、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組みます。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行います。

2 市が主体的に行う取組

富里市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、印旛農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等の斡旋・確保、資金調達のサポートを行います。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行います。

更に、市が主体となって、印旛農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携することにより、農業を担う者の受入か定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制の構築を目指します。

加えて、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じます。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

市は、印旛農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と緊密な連携をとり、就農相談対応や人材確保に係る支援を行います。また、就農希望者の営農計画作成に対する支援を行います。

就農希望者等の受入について、関係機関と連携した体制を構築するとともに、生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等をサポートします。

農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行います。

農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械の貸与など必要なサポートを行います。

印旛農業事務所は担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種の研修会等の実施や専門家派遣による個別支援などを行います。

個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行います。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、富里市農業指導連絡協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、印旛農業事務所へ情報提供を行います。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努めます。更に、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう印旛農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本市農業の持続的な発展を目指す上で、農業生産の基盤である農用地をいかに保全・確保していくかは、重要な施策課題のひとつです。

そのためにも、優良農地を集団的に保全するという方針の下に無秩序な土地利用を防止する一方で、意欲と能力のある経営感覚に優れた担い手、すなわち効率的かつ安定的な農業経営を営む者（個別経営体・組織経営体）に農用地の利用集積を進めていくことが必要です。

目標年次におけるその利用集積の目標は、次に掲げるとおりです。

農用地面積 (A)	利用集積の 目標面積 (B)	目標シェア ($B/A \times 100$)
2,536 h a	1,521 h a	60%

注1 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標には、基幹的作業（水稻については耕起・代かき・田植え・収穫、その他作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含みます。

注2 目標年次は、おおむね10年後とします。

注3 現状（令和4年度末時点）の農用地利用集積の状況について、農用地面積は2,536ha（水田264ha、畑2,272ha）、利用集積面積は325ha（水田34ha、畑291ha）、担い手への農地利用集積率は12.8%（水田12.8%、畑12.8%）です。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速します。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 方針

市では、千葉県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、富里市農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開等の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。

- 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げるじこう事業に関する事項
- 利用権設定等促進事業
- 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項
- その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

2 重点的な取組

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施します。

- (1) 北部地域においては、特に農用地利用改善事業を積極的に推進し、農用地利用改善団体の育成・充実を図り、担い手不足の下で発生する遊休農地の解消に努めます。

- (2) 中部地域においては、野菜をブランド化による産地形成を推進します。
- (3) 南部地域については、施設化の推進に伴う遊休農地の解消のため、農用地利用改善事業を推進します。さらに、市は農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行います。

3 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

ア 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域毎に、当該区域における基幹作物であるすいか及びにんじんの農繁期を除いて設定します。

イ 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ります。

ウ 参加者

農業者、富里市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、土地改良区、千葉県、その他の関係者とします。

エ 協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行います。

オ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置します。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ります。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

富里市は、地域計画の策定に当たって、千葉県・農業委員会・農地中間管理

機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施します。

4 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによります。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の a から d までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、a 及び d に掲げる要件のすべて）を備えること。

a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

d 所有権の移転を受ける場合は、上記 a から c までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化斡旋譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

- イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)の a 及び b に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、a に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとします。
- ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは法第 7 条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによるものとします。
- エ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下「政令」という。）第 3 条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとします。
- (ア) その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 市への確約書の提出や市との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- (ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当

該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとしします。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行いかつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとしします。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとしします。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分及び株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとしします。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めます。

（ア） 当該開発事業の実施が確実であること。

（イ） 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

（ウ） 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

ア 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図る

ため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めます。

イ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めます。

(5) 要請及び申出

ア 富里市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イからウに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 市は、(5)のイからウの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案し

て農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、富里市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カの(ウ)に掲げる事項については、(1)のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等（(1)のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が(1)のエに該当する者である場合には、次に掲げる事項（ア）その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後にお

いて、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

(イ) その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

(ウ) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

- a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- b 原状回復の費用の負担者
- c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- e その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得られていなければならないものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利

用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうちイの(ア)及び(イ)に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

エ 市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

オ 富里市農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定の斡旋

等（農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業の実施等）の働きかけ等を行う。

5 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び、農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ア (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について富里市の認定を受けることができる。
- イ 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- (ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - (イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - (ウ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - (エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
 - (オ) 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
- ウ 市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。
- エ アからウまでの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- (ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - (イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - (ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
 - (エ) 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について
- (5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。
- (ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - (イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- イ アの勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農

用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業事務所、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が主体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

6 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託の斡旋等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託の斡旋に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

7 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

市では、認定農業者制度の普及促進や水田農業の経営安定、担い手の確保・育成及び荒廃農地の解消を図るため、富里市農業委員会、農業協同組合等を構成員とする地域農業再生協議会を設立しています。

今後とも、協議会や関係団体等との連携のもと、自主的かつ計画的に農業経営の改善に取り組もうとする農業者に対する助言等に加え、その農業経営改善計画の達成のため必要となる生産方式や経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善に向けた研修の実施など、適切な支援を行っていきます。

また、多様な担い手が地域で活躍できるよう、経営の多角化や法人化等を支援するとともに、集落営農組織の育成や企業等の参入を支援します。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

ア 就農意欲の醸成に向けた取組

本市農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを活用したPR活動を行うとともに、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービスの略。インターネットを利用したコミュニケーションサービスのこと）などを活用し、若者に向けて積極的に情報発信します。

イ 就農希望者に対する情報提供

農業経営・就農支援センターの体制に位置づけられた関係機関・団体や農業協同組合などと連携し、就農相談会を開催することにより、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行います。

ウ 就農のための支援

就農に向けた情報提供及び就農相談について農業経営・就農支援センターの体制に位置づけられた関係機関・団体と、また、技術や経営ノウハウについての習得について、千葉県立農業大学校等と、農地の確保に

については富里市農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進めることにより、就農に向けた支援体制を整備し、経営感覚に優れる新規就農者の確保・育成を図ります。

エ 関係機関の役割分担

富里市農業委員会、印旛農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体の関係団体・機関の連携体制を整備します。

(2) 定着に向けた取組

青年等が就農する地域の「地域計画」に新規就農者が農業を担う者として位置付けられるよう促すとともに、国の新規就農者育成総合対策や青年等就農資金の活用、農業事務所による農業経営体育成セミナーや個別指導、当該青年等を集めての交流機会の提供や優良経営者による講座等により、安定的な経営体への成長を促進します。また、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着を促進します。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、富里市農業委員会、印旛農業事務所、農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行います。

更に、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導します。

9 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成7年2月18日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成12年3月31日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成22年6月2日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙 1（第 6 の 4（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、利用権の設定等（その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は畜養の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受けた土地の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする公用または公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は、畜産公社等（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・耕作又は畜養の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は畜養の事業を行うと認められること。

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効果的に利用することができるものと認められること

(2) 農業協同組合（農地法第 2 条第 3 項に限定する農地所有適格法人である場合を除く。）又は、生産森林組合法（（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業ができるものと認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

(3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 5 号、第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場

合・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第6の4（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 賃借の算定基準	③ 賃借の支出方法	④ 有益費の償還
<p>1. 存続期間は、3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて、3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 存続期間は、移転される利用権の存続期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等促進事業の実施により設定（移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該うちの生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の賃借の額に比準して算定し、近隣の賃借がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される賃借の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の賃借の水準、開発用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算出する。</p>	<p>1. 賃借は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る賃借の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払は、賃借人の指定する農業協同組合等の金融期間の窓口の振り込むことにより、その他の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 賃借を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日まで当該年に係るも賃借の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定促進事業の実施により利用権の設定（移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、償還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を償還する場合において、当該農用地の改良の為に費やした金額またはその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは当事者の双方の申し出に基づき、富里市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定める。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借権による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 賃借の算定基準	③ 賃借の支出方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の賃借の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度などを総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の金傍の農業用施設用地の賃借の額に比準して算定し、近傍の賃借がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の賃借の額、固定資産税額評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の③と同じ</p>	Iの③と同じ	Iの④と同じ

III 農業の経営の受託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 賃借の算定基準	③ 賃借の支出方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1. 作目等毎に農業経営の受託の経営の受託に係る販売額（共済費を含む）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③と同じ。この場合においてIの③中「賃借」とあるのは、「損益」と、「賃借人」とあるのは、「受託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④と同じ

IV 所有権の転移を受ける場合

① 対 価 の 算 定 基 準	② 対 価 の 支 払 方 法	③ 所 有 権 の 移 転 の 時 期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

富里市経済環境部農政課

〒286-0292

富里市七栄 652 番地 1

TEL 0476-93-4943・4944

FAX 0476-93-2101